

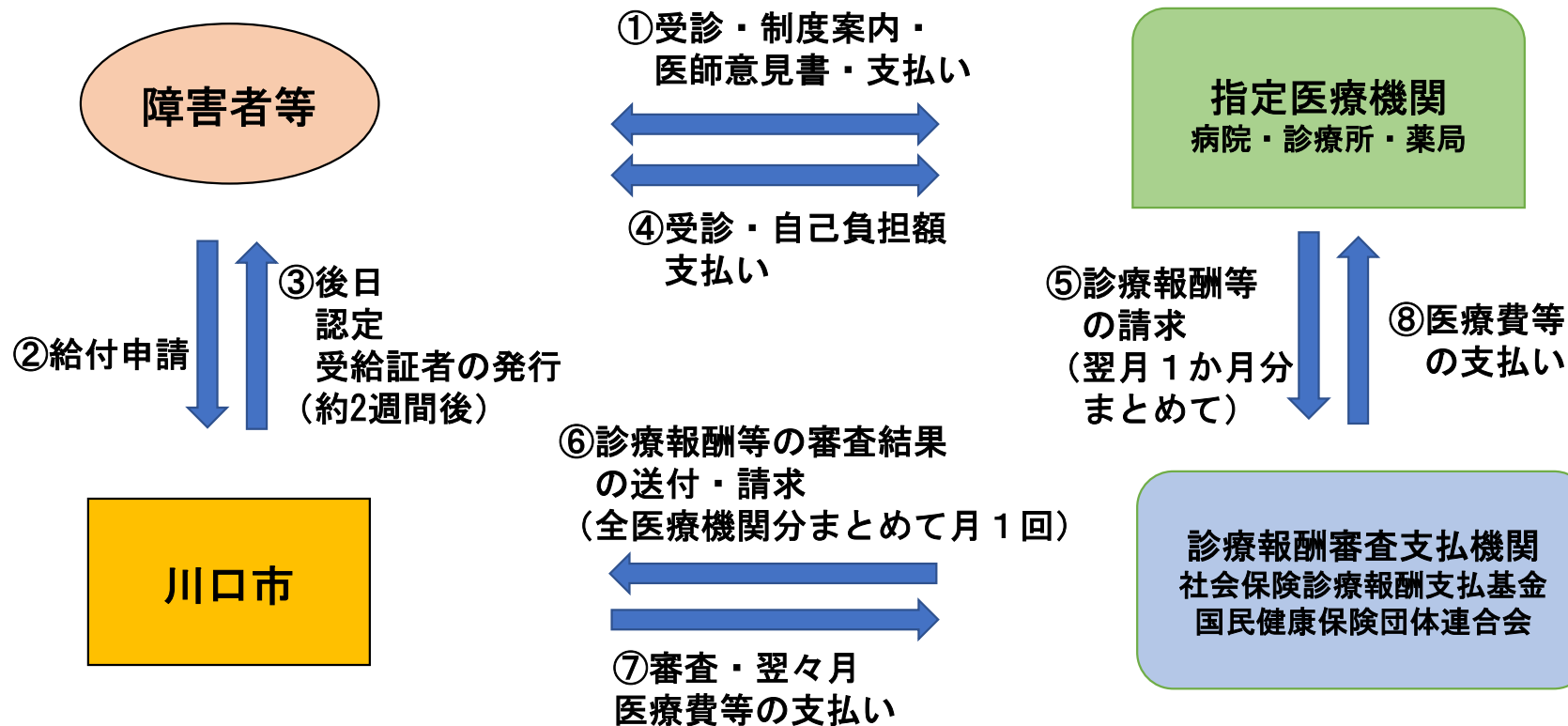
育成医療受給者の実態の把握及び支援に関する有識者会議

認定事務を実施する市町村の立場からの説明資料

川口市 障害福祉課 蛭名 紀彦

•

自立支援医療費（育成医療）申請から支払いまでの流れの例



育成医療支給実績

減少傾向

	実人員	給付件数	支給額	前年度比
31年度	129人	461件	11,262,902円	75.4%
02年度	111人	373件	8,717,006円	77.3%
03年度	103人	338件	8,775,749円	100.6%
04年度	96人	297件	8,026,826円	91.4%
05年度	87人	291件	7,457,768円	92.9%

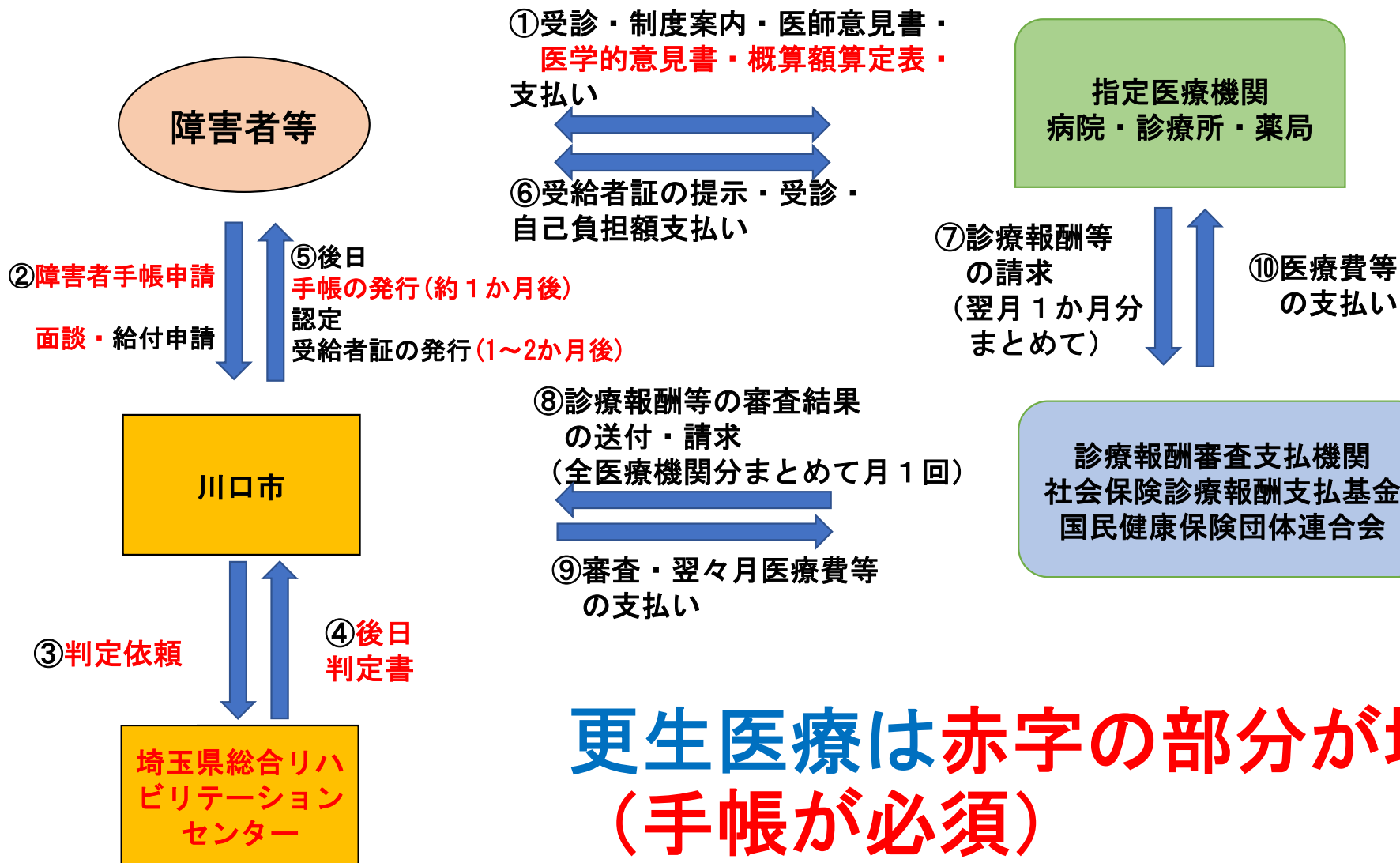
育成医療支給決定者数（実人数）

※R6のみ12/26時点の件数

障害区分	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6
肢体不自由	29	30	30	21	18	21
視覚障害	16	8	5	16	17	9
聴覚・平衡機能障害	7	6	3	6	5	2
音声・言語・そしゃく機能障害	33	32	26	20	15	18
（↑内 口唇口蓋裂）	30	28	23	20	13	16
心臓機能障害	7	6	7	9	4	9
腎臓機能障害	0	2	1	1	0	0
小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
肝臓障害	0	0	0	0	0	0
その他内臓機能障害	27	20	17	18	14	19
免疫機能障害	0	0	0	0	0	0
合計	149	132	112	111	86	94

(育成医療 支給内訳)		肢体不自由	心臓障害	音声・言語・ そしゃく機能 障害	視覚障害	その他	合計
31年度	対象者（人）	30	9	40	17	33	129
	給付件数（件）	128	18	157	52	106	461
	公費負担(円)	3,699,751	1,352,571	2,357,420	1,083,275	2,769,885	11,262,902
	医療総額(円)	65,294,714	46,876,390	26,963,710	5,559,656	34,786,670	179,481,140
02年度	対象者（人）	32	5	32	14	28	111
	給付件数（件）	131	7	113	41	81	373
	公費負担(円)	2,919,999	568,647	1,984,171	691,967	2,552,222	8,717,006
	医療総額(円)	45,717,304	15,135,310	22,255,280	4,254,527	38,241,390	125,603,811
03年度	対象者（人）	34	3	32	7	27	103
	給付件数（件）	120	4	110	13	91	338
	公費負担(円)	3,287,632	418,326	2,392,525	370,869	2,306,397	8,775,749
	医療総額(円)	57,343,388	14,860,630	33,523,820	2,093,160	31,062,090	138,883,088
04年度	対象者（人）	30	9	19	11	27	96
	給付件数（件）	109	20	68	33	67	297
	公費負担(円)	2,562,501	1,336,845	969,831	816,617	2,341,032	8,026,826
	医療総額(円)	32,636,866	34,602,690	9,423,760	4,409,170	38,824,670	119,897,156
05年度	対象者（人）	25	5	19	17	21	87
	給付件数（件）	90	15	87	47	52	291
	公費負担(円)	2,122,204	848,461	1,363,798	1,264,698	1,858,607	7,457,768
	医療総額(円)	30,394,930	31,232,790	13,775,580	7,331,830	28,555,170	111,290,300

自立支援医療費（更生医療）申請から支払いまでの流れの例



**更生医療は赤字の部分が増える
(手帳が必須)**

更生医療支給実績 **増加傾向**

	実人員	給付件数		前年度比
31年度	694人	8,828件	1,067,064,216円	106.0%
02年度	764人	9,641件	1,065,747,339円	99.8%
03年度	855人	10,982件	1,101,384,987円	103.3%
04年度	929人	12,050件	1,158,468,138円	105.1%
05年度	1,146人	13,706件	1,160,880,690円	100.2%

更生医療支給決定者数（実人数）

※R6のみ12/26時点の件数

障害区分	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6
肢体不自由	1	0	1	1	0	0
視覚障害	1	1	0	0	1	0
聴覚・平衡機能障害	2	0	0	0	0	1
音声・言語・そしゃく機能障害	1	2	1	1	1	1
（↑内 口唇口蓋裂）	1	2	1	1	1	1
心臓機能障害	1	2	0	0	0	0
腎臓機能障害	531	610	688	756	805	798
小腸機能障害	0	0	0	0	1	1
肝臓障害	9	8	11	11	14	13
免疫機能障害	180	193	188	195	208	209
合計	727	818	890	965	1031	1024

直近5年間で、口唇口蓋裂で更生医療の方は2名。いずれも育成医療の終了間際に手帳・資格取得し20歳以上まで受給していた。

(更生医療 支給内訳)		肢体不自由	心臓障害	腎臓障害	音声・言語・そ しゃく機能障 害	その他の障害	合 計
31年度	対象者 (人)	1	1	516	1	175	694
	給付件数 (件)	2	2	7,423	1	1,400	8,828
	公費負担(円)	21,151	105,200	986,153,596	634	80,783,635	1,067,064,216
	医療総額(円)	628,550	6,653,030	2,086,391,305	3,170	432,285,661	2,525,961,716
02年度	対象者 (人)	0	0	564	2	198	764
	給付件数 (件)	0	0	8,280	2	1,359	9,641
	公費負担(円)	0	0	980,984,233	11,008	84,752,098	1,065,747,339
	医療総額(円)	0	0	1,952,987,070	55,040	472,104,430	2,425,146,540
03年度	対象者 (人)	0	0	653	2	200	855
	給付件数 (件)	0	0	9,620	2	1,360	10,982
	公費負担(円)	0	0	1,017,768,590	43,550	83,572,847	1,101,384,987
	医療総額(円)	0	0	2,204,665,616	217,750	465,480,480	2,670,363,846
04年度	対象者 (人)	1	0	723	1	204	929
	給付件数 (件)	4	0	10,660	1	1,385	12,050
	公費負担(円)	261,908	0	1,070,618,839	22,494	87,564,897	1,158,468,138
	医療総額(円)	2,681,670	0	2,360,545,852	112,470	474,503,544	2,837,843,536
05年度	対象者 (人)	0	0	908	1	237	1,146
	給付件数 (件)	0	0	12,242	1	1,463	13,706
	公費負担(円)	0	0	1,070,923,653	23,516	89,933,521	1,160,880,690
	医療総額(円)	0	0	2,542,209,611	117,580	494,524,920	3,036,852,111

川口市の子ども医療費事業について

目的

子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、保険医療を受けた子どもに対し、医療費の一部を支給することにより子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。

支給内容

対象者：各種医療保険に加入した市内に住所を有する子どもを養育している保護者

内 容：入・通院とも18歳年度末(高校生年代)までの子どもに対し、医療機関にかかったときの保険医療の自己負担分を支給する。

対象外：高額療養費、付加給付金、他の法令に基づく公費負担額、入院時の食事療養費の負担

制度改正の変遷（抜粋）

平成19年4月～	現物給付（窓口払い廃止）
平成21年4月～	入院の対象年齢を未就学児から15歳年度末（中学校修了前）までに拡大
平成24年10月～	通院の対象年齢を未就学児から15歳年度末（中学校修了前）までに拡大
令和4年10月～	現物給付（県内へ拡大）
令和5年4月～	現物給付（市と協定を締結した市内柔道整復・あはき施術所）を追加
令和6年10月～	・ 入通院とも対象年齢を18歳年度末（高校生年代）まで拡大 ・ 小学生以上に対する支給制限を撤廃

市の医療費の支給優先順位※ 1

公費負担医療等 (※2 自立支援医療費含む)	>	生活保護 (健康保険非加入)	>	重度心身障害者医療費	>	子ども医療費 (乳幼児)	>	ひとり親家庭医療費	>	子ども医療費 (小中高)
法律等により実施				条例等により川口市が実施する医療費助成事業						
国、都道府県、川口市等		川口市								

※1 実施主体は住所地と異なる場合があります

※2 他法（原子爆弾被爆者法、感染症法、心神喪失者等医療観察法、精神保健福祉法等）による優先される公費負担の医療費等が約20種類ある

スポーツ災害共済や医療保険制度内の高額療養費や付加給付なども優先される

●子ども医療費 県基準（県からの補助金対象）との比較

（令和6年度～）

項目	川口市の基準（R6.10～）	埼玉県の基準（R6.4～）
入院	18歳年度末（高校生年代）	15歳年度末（中学校3年生）
通院	18歳年度末（高校生年代）	9歳年度末（小学校3年生）
所得制限	令和6年10月診療分より支給制限撤廃	令和6年4月診療分より所得制限撤廃
自己負担額	なし	入院1日 1,200円 通院1月 1,000円
食事療養費負担	なし	なし
支給方法	現物給付	現物給付

考察

本人等からの相談が無い限り、市としては治療の完了等の情報は把握出来ません。直近5年間で育成医療での治療が終わらない等の相談の履歴は確認できませんでした。

直近5年間の口唇口蓋裂該当である更生医療資格取得者が2名いました。これは通常集計しておらず、紙の台帳を見返して医師意見書の記載を今回集計したものです。いずれも育成医療の終了間際に手帳・資格取得していました。

現在、育成医療の口唇口蓋裂該当者で更生医療に今後移行する可能性のある方は約20名と思われますが、幼少期であれば手帳取得（診断書等の治療期間により更新が必要）が出来る方も、治療の段階によって食事等が出来る場合等は18歳になっての手帳の取得が認められない可能性があります。

国の要綱や県のマニュアル等によると、育成医療に関しては18歳になると同時に資格が切れるのではなく医師意見書に記載のある治療期間（原則開始日から3か月以内、最長6か月以内）の末日まで支給対象となります。また、去年の10月から川口市の子ども医療費は18歳の年度末までの受診が支給の対象となりました。人によって育成医療の資格期間が長くなる場合と子ども医療費の資格期間が長くなる場合があることが分かりました。

市としては、子ども医療費よりも公費負担医療（育成医療・更生医療）が優先される制度ではありませんが、本来育成医療または障害者手帳を取得し更生医療の資格取得対象者となるべき方も、公費負担医療の資格認定がされるまで、または18歳年度末までは子ども医療費での受給が可能です。本人等に公費負担医療の資格を取得する手間はかかるがメリットが少ない場合、手続きをしないままの方も一定数いるのではないかと推測されます。